

令和元年 12 月 6 日  
東京電力ホールディングス株式会社

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第 806 回）  
柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉に関する指摘内容

【有毒ガス防護に関する申請概要】

< 有毒ガス防護 >

- ・ 固定源整理表でガス化，エアロゾル化の判断をする際に調査対象から外しているものについて，定量的に判断していることを説明すること。（共通）
- ・ アクセスルートへの影響確認のために抽出している薬品タンクと比較して，液体窒素等が有毒ガスの抽出対象外となっていることについて，評価ガイドの記載内容や対象化学物質の性状も踏まえ説明すること。（共通）
- ・ 可動源からの放出評価において，密度を考慮すべきか検討すること。（柏崎刈羽）
- ・ 蒸発率の評価で用いる各パラメータについて，具体的に説明すること。（共通）
- ・ ALOHA コード以外の計算手法があるか説明すること（柏崎刈羽）
- ・ 可動源が評価の前提条件を超える範囲に移動しないことをどう担保するか説明すること（柏崎刈羽）
- ・ 六フッ化硫黄の影響について，重要操作地点での復旧要員の活動や判断基準までの裕度を考慮して説明すること。（柏崎刈羽）
- ・ 評価結果が最大となる着目方位について，その他の方位の評価結果も踏まえて，それが最大であることを説明すること。（共通）
- ・ メタノール，亜酸化窒素の防護判断基準値について化学プラントの文献等の調査を行い，再度説明すること。（柏崎刈羽）
- ・ 放出時間が短時間となる可動源評価について，実効放出継続時間を 1 時間としている点についてあらためて説明すること。（柏崎刈羽）
- ・ 可動源の評価結果が防護判断基準値 50ppm を上回っている点について，アクセスルートへの影響との関連で，あらためて説明すること。（柏崎刈羽）
- ・ 補正の際，資料の記載を充実させること。（共通）

以上